

高知工業高等専門学校情報処理センター運営委員会規則

制 定 平成19年 3月30日

一部改正 令和 4年 3月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、高知工業高等専門学校情報処理センター規則第6条第2項の規定に基づき、高知工業高等専門学校情報処理センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 高知工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの年度計画に関すること。
- (3) センターの業務の実施に関すること。
- (4) その他センターの管理運営に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センター員
 - (4) 総務課長
 - (5) 学生課長
 - (6) 校長が指名する教員 若干人
 - (7) センター長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の委員は、校長が命ずる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第5条 第3条第1項第5号及び第6号の委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の出席)

第6条 委員長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 高知工業高等専門学校情報化推進委員会規則（平成10年3月5日制定）は廃止する。
- 3 高知工業高等専門学校事務情報化委員会規則（平成11年2月1日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。